

医療的ケアを必要とする重度障がい者への受入れ拡大の取組について

1 吹田市立障害者支援交流センターについて

吹田市立障害者支援交流センター（以下「あいほうぷ」といいます。）では、平成 13 年 5 月の開所以来、生活介護と短期入所のサービスを業務委託により実施し、施設は市が直接管理することにより、生活介護事業や短期入所事業、一般開放事業を実施してきました。

本市では、第 6 期障がい福祉計画でも重点取組と位置付けていますように、医療的ケアを要する重度障がい者へのサービスの確保策及び支援体制の構築について、検討をおこなってきました。

その結果、あいほうぷにおいて医療的ケアを要する重度障がい者の安定した受入が進むよう、また、施設をより一層有効に活用できるよう、あいほうぷの管理運営方法を見直し、指定管理者制度の導入に向けて検討を進めることとしました。

2 民間事業所における医療的ケアを要する重度障がい者への施策について

あいほうぷの管理運営方法の見直しとともに、日中活動の場を運営する民間事業所において医療的ケアを要する重度障がい者の受入れが進み、身近な地域でも受入れが促進されるよう、補助制度の構築を検討していきます。

3 指定管理者制度導入に関するスケジュール

| | | |
|--------|------|-----------------|
| 令和 3 年 | 8月上旬 | パブコメの実施 |
| | 11月 | 市議会へ条例改正を提案 |
| 令和 4 年 | 4月～ | 指定管理者の募集、選定 |
| | 11月 | 市議会にて指定管理事業者の指定 |
| 令和 5 年 | 1月～ | 引継ぎ |
| | 4月～ | 指定管理者による運営開始 |